# 市税のしおり

令和5年度

しの社会あなたの税がいきている



高 松 市

# 目 次

市の財政	1
税の種類	3
市税のあらまし	4
個人市民税	4
法人市民税	12
固定資産税	14
軽自動車税	18
その他の市税	22
納税の案内	23
市税の窓口案内	26

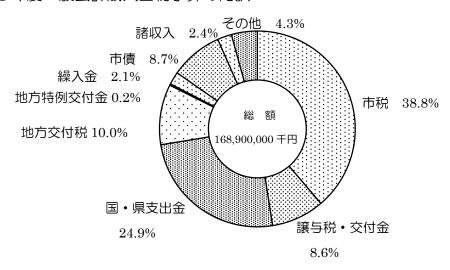


# 市の財政

高松市の歳入・歳出予算は、次のようになっています。

市税は、市の歳入の約4割を占め、市民福祉の向上や都市基盤の整備などに活用されています。

#### ●令和5年度一般会計歳入当初予算の内訳



令和5年度一般会計歲入当初予算額 (単位:千円)

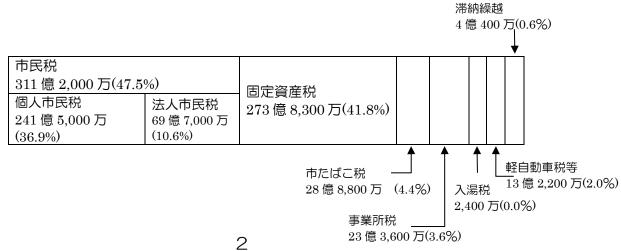
科目	予 算 額
市税	65, 477, 000
譲与税•交付金	14, 760, 833
国•県支出金	42, 055, 919
地方交付税	16, 833, 000
地方特例交付金	400, 000
繰入金	3, 550, 407
市債	14, 641, 200
諸収入	3, 961, 675
その他	7, 219, 966
合計	168, 900, 000

## ●令和5年度一般会計歳出当初予算を10,000円とした場合の活用内訳

	/3//	
民生費 4,	360円	福祉と長寿社会の対策などに
公債費	940円	市債などの元金や利子の償還などに
教育費 1,	480円	小・中学校の施設整備などの教育や文化の向上に
衛生費 1,	010円	ごみやし尿の処理、保健活動など健康と環境を守る ために
土木費	670円	道路や河川、港、公園などの建設や交通安全施設の整備などに
消防費	330円	消火、防災、救急、救助など消防活動のために
その他 1,	210円	農業や漁業などの援助、地場産業の振興などに



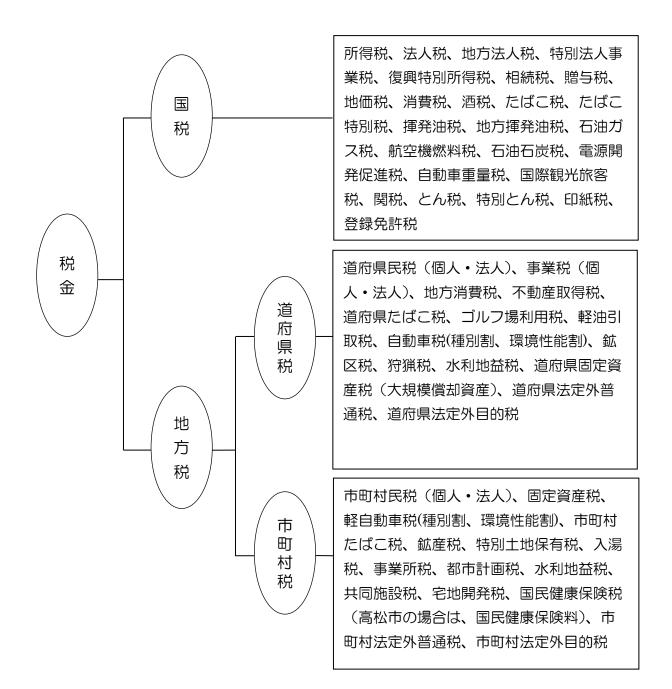
## ●令和5年度市税当初予算額(654億7,700万円)の内訳



# 税の種類

市及び国、県は、みなさんの健康で文化的な生活を守り育てるため、様々な仕事を分担しあっています。

これらの仕事に必要な経費は、みなさんに納めていただいた税によって賄われております。この場合、どこへ納めていただくかによって、税は国税と道府県税と市町村税に分かれ、道府県税と市町村税を併せて地方税とよびます。



# 市税のあらまし

## 市民税

市民税は、一般に県民税と併せて住民税と呼ばれ、住んでいる地域の費用を住民に負担していただくもので、個人が負担する個人の市民税と会社などが負担する法人の市民税があります。市民税には均等の税額によって納める均等割と個人の所得に応じて納める所得割(会社などの場合には法人税割といいます。)があります。

# 個人市民税

個人市民税は均等割と所得割があり、県民税と併せて課税します。

- ●納めていただく方
  - (1) 市内に住んでいる個人…………均等割と所得割
  - (2) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている個人で、市内に 住んでいない方…………………均等割
    - (注) 1 個人の市民税は、県民税と併せて納めます。
      - 2 市内に住んでいるかどうか、また、家屋敷を持っているかどうかは、その年の1月1日現在(これを賦課期日といいます。)の 状況で判断されます。

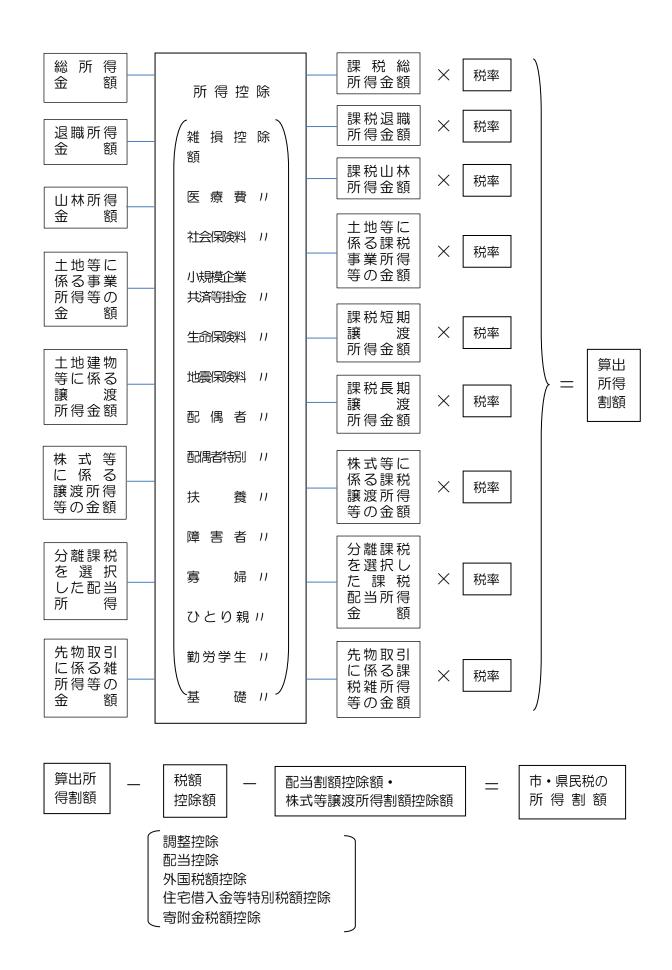
#### ●納めなくてよい方

- (1) 生活保護法によって生活扶助を受けている方(医療扶助や教育扶助 など生活扶助以外のみを受けている方は該当しません。)
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が、135 万円以下であった方

#### ●税額の計算方法

- (1)均等割……年額 5,000 円(市民税 3,500 円、県民税 1,500 円) ※平成26年度から令和5年度までに限り、市民税及び県民税の 各均等割額に 500 円(復興特別税)加算した金額となっています。 ※令和6年度以降は、森林環境税が、個人住民税均等割と併せて1 人年額1,000 円課税されます。
- (2) 所得割

次の表のように計算されます。



#### ●所得金額

所得割の税額計算の基礎は、所得金額です。この場合の所得の種類は、所得税と同じく 10種類で、その金額は、一般に収入金額から必要経費等を差し引くことによって算定されます。なお、個人住民税は、前年中の所得を基礎として計算されますので、例えば、令和5年度の住民税においては、令和4年中(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)の所得金額が基礎となります。所得金額の計算方法は次の表のとおりです。

所得の種類	所得の内容	所得金額の計算方法
利子所得	公債、社債、預貯金の利子など	収入金額 = 利子所得の金額
配当所得	株式、出資金に対する利益の配 当など	収入金額 — 株式などの元本の取得に要した負債 の利子
不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額 一 必要経費
事業所得	事業から生じる所得	収入金額 一 必要経費
給与所得	給料、賃金、賞与など	収入金額 一 給与所得控除額
譲渡所得	土地などの資産を売った場合 に生じる所得	収入金額 - (取得費+譲渡費用) - 譲渡所得の 特別控除額
一時所得	生命保険などの満期返戻金、賞金など	収入金額 一 必要経費 一 一時所得の特別控除額
雑所得	公的年金等、原稿料など他の所得にあてはまらない所得	<ul><li>・公的年金等の収入金額 — 公的年金等控除額</li><li>・公的年金等以外の収入金額 — 必要経費</li></ul>
退職所得	退職金、退職手当など	(収入金額 - 退職所得控除額) ×1/2 (1/2を乗じる措置は、勤続年数5年以下の法人役員等は適用外、また法人 役員等以外の人で、勤務年数5年以下の場合は、週間金等の額から週間所得控 除額を控除した残額の300万円を超える部分は適用外)
山林所得	山林や立木を売った場合に生 じる所得	収入金額 一 必要経費 一 山林所得の特別控除額

#### (備考)

#### 1 収入金額

収入金額は、その年において収入すべきことの確定した金額であり、その収入の基因となった 行為が適法であるかどうかを問いません。適法でない行為から生じた収入であっても、現に経済 的成果が生じている限り収入金額となります。

#### 2 必要経費

その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、収入金額から差引くことができる必要経費は、これらの所得の収入金額に対応する売上原価その他収入金額を得るために直接要した費用の額及びその年の販売費、一般管理費その他業務上の費用の額とされています。また、家内労働者等の方には、最低55万円の必要経費が認められます。

## ●所得控除額

個人住民税は、納める方それぞれ個人的な事情があります。そのため、配偶者や扶養 親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなど、その納税者の実 情に応じた一定の金額を控除しています。このような控除をまとめて所得控除といいま す。計算方法は次の表のとおりです。

控除の種類	控除額
維損空除	次のいずれか多い方の金額 ・損失の金額-保険金等により補塡された金額-(総所得金額等×1/10) ・災害関連支出の金額-保険金等により補塡された金額-5万円
医療費控除	・従来の医療費控除 (支払った医療費ー保険金等により補塡された金額)ー(総所得金額等×5/100又は10万円のいずれか少ない金額)【最高限度額200万円】 ・セルフメディケーション税制 (支払ったスイッチOTC医薬品の総額ー保険金等により補塡された金額)ー(1万2千円)【最高限度額8万8千円】
社会保険料控除	支払った金額
小規模企業共済等掛金 控除	支払った金額
生命保険料控除	-般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の別に計算した控除額の合計額(上限は70,000円) ●平成24年1月1日以後に締結した保険契約分(新契約) -般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の別に計算します。 [表1] 【支払った保険料】 【控除額】 ・12,000円以下…全額 ・12,000円超え32,000円以下…支払った保険料×1/2+6,000円 ・32,000円超え56,000円以下…支払った保険料×1/4+14,000円 ・56,000円超え一律28,000円 ●平成23年12月31日以前に締結した保険契約分(旧契約) -般の生命保険料、個人年金保険料の別に計算します。 【表2】 【支払った保険料】 【控除額】 ・15,000円以下…・全額 ・15,000円以下…・全額 ・15,000円超え40,000円以下・・支払った保険料×1/2+7,500円 ・40,000円超え70,000円以下・・支払った保険料×1/4+17,500円 ・70,000円超え70,000円以下・・支払った保険料×1/4+17,500円 ・70,000円超え70,000円以下・・支払った保険料×1/4+17,500円 ・10,000円超え70,000円以下・・支払った保険料×1/4+17,500円 ・10,000円超え70,000円以下・・支払った保険料×1/4+17,500円 ・10,000円超え70,000円以下・・支払った保険料×1/4+17,500円 ・10,000円超え70,000円以下・・・支払った保険料・2,000円以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

地震保険料控除	地震・旧長期損害の保険料の別に計算します。(合計限度額 25,000 円) ①地震保険料 【控除額】     支払った保険料×1/225,000 円(最高限度額) ②旧長期損害保険料(経過措置) (保険期間 10 年以上で満期返戻金のあるもの) 【支払った保険料】 【控除額】 ・5,000 円以下…・全額 ・5,000 円超え 15,000 円以下…支払った保険料×1/2+2,500 円 ・15,000 円超え10,000 円(最高限度額)
障害者控除	260,000円(特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円)
寡婦空除	260,000円
ひとり親空除	300,000円
勤労学生控除	260,000円
配偶者控除	<ul> <li>納税者本人の所得が900万円以下の場合</li> <li>・一般の配偶者…330,000 円</li> <li>・70歳以上の配偶者…380,000 円</li> <li>※ただし、納税者本人の合計所得が以下の場合、控除額は逓減します。(1万円未満の端数がある場合には、これを切り上げた額)</li> <li>900万円超950万円以下の場合</li> <li>・一般の配偶者…220,000 円</li> <li>・70歳以上の配偶者…260,000 円</li> <li>・950万円超1000万円以下の場合</li> <li>・一般の配偶者…110,000 円</li> <li>・70歳以上の配偶者…130,000 円</li> </ul>
配偶者特別控除	控除対象配偶者以外の配偶者の場合   ・配偶者の前年の合計所得金額が48万超100万円以下の場合   ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
扶養控除	<ul> <li>・扶養親族(16歳~18歳・23歳~69歳)…330,000円</li> <li>・特定扶養親族(19歳~22歳)…450,000円</li> <li>・老人扶養親族(70歳)…380,000円</li> <li>・同居老親等扶養親族…450,000円</li> </ul>
基礎空除	納税者本人の合計所得  ・2400 万円以下 ・・・430,000 円  ・2400 万円超、2450 万円以下 ・・・290,000 円  ・2450 万円超、2500 万円以下 ・・・150,000 円  ・2500 万円超 ・・・適用なし

#### ●税率

課税される所得金額 市民税 6% 県民税 4%

(例)課税所得金額が230万円の場合は、次の税額となります。市民税 230万円×6%=138,000円……市民税所得割額県民税 230万円×4%=92,000円……県民税所得割額

#### ●税額控除

税率を適用して算出した税額から次のとおり控除します。

- (1)外国の所得税等を課された場合は、法令に定める額を控除します。
- (2)配当控除額は、利益の配当等に係る配当所得については配当所得の市民税は 1.6%、県民税は 1.2%、証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については配当所得の市民税は 0.8%、県民税は 0.6%です。ただし、証券投資信託の収益の分配に係る配当所得のうち一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については配当所得の市民税は 0.4%、県民税は 0.3%になります。

なお、課税総所得金額等が 1,000 万円を超える場合は、 1,000 万円を超える部分の配当控除率は、それぞれの配当控除率の 2 分の 1 になります。

(3) 寄附金控除は、平成 21 年度から、所得控除から税額控除に変更となっています。

#### ●申告について

個人の住民税は、市が税額を計算し、これを納税者に通知して納税していただく仕組みになっていますが、適正に課税するために、納税者から住民税の申告書を提出していただくことになっています。

(1) 申告をしていただく方

賦課期日(1月1日)に市内に住んでいる方は、毎年3月15日までに前年の収入を申告することになっています。ただし、前年中に給与所得又は公的年金等に係る収入のみで、勤め先から給与支払報告又は日本年金機構等から公的年金等支払報告がなされている方(医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除等を受ける方は除きます。)と、所得税の確定申告書を提出した方は、必要ありません。

(2) 申告書の提出先

納税者の1月1日現在における住所地の市町村です。

#### ●納税について

市民税は県民税と併せて納税することとされていますが、普通徴収と特別徴収の2つの方法があります。

#### (1) 普通徴収

事業所得者などの市民税は、申告に基づき計算された税額を、納税通知書によって、各納税者が6月・8月・10月・12月の4回の納期に分けて納めます。

#### (2) 特別徴収(給与所得)

給与所得者の市民税は、勤め先からの給与支払報告書に基づき計算された税額が勤め先を通じて各納税者に通知され、勤め先(この場合、特別徴収義務者といいます。)が6月から翌年の5月まで年12回に分けて毎月給与支払の際に天引きして納税者に代わって納めます。

#### (3)特別徵収(公的年金所得)

平成 21 年度より、65 歳以上の方の公的年金に係る市民税は、公的年金の支払者が、平成 21 年 10 月分からの年金支払の際に年金から天引きして納税者に代わって納めます。

#### ○住民税における住宅ローン控除の調整措置

対象	平成 21 年から令和4年までに入居した方(ただし特例あり)で、所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある方において、所得税から住宅借入金等特別税額控除が控除しきれなかった場合
控除額	次の①、②のうちいずれか少ない金額を個人住民税の所得割から控除 ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額 ② 所得税の課税総所得金額等の5%(最高97,500円) ※ 平成26年4月から令和3年12月までに入居した方で、住宅等に係る消費税率が8%(又は10%)の場合は、所得税の課税総所得金額等の7%(最高136,500円)になります。
控除期間	〇令和元年10月1日〜令和4年12月31日に居住開始の場合(ただし特例あり)で、特別特定取得に該当する場合は最長13年 〇上記以外の場合は最長10年

※なお、新型コロナウイルス感染症の影響によって、取得した家屋への入居が遅れたことにより、住宅ローン控除の適用要件を満たさなくなった場合には、代わりの要件を満たすことで期限内に入居したのと同様の減税措置が受けられます。

#### ○寄附金税額控除

		<del>_</del>
控防	余対象となる 対金	<ul> <li>特例控除対象の地方公共団体(都道府県・市区町村)=ふるさと納税</li> <li>上記以外の地方公共団体(都道府県・市区町村)</li> <li>住所地の共同募金会</li> <li>住所地の日本赤十字社の支部</li> <li>・都道府県又は市区町村が条例により指定した団体</li> </ul>
	控除方法	税額控除方式
	特例控除対象の 地方公共団体 以外への寄附金	【適用対象寄附金-2千円】×10%
控除	特例控除対象の 地方公共団体 への寄附金 (ふるさと納税)	次の①基本控除と②特例控除の合計額が税額控除になります。 ただし、②の特例控除は、個人住民税の所得割額の 20%を限度 とします。
額		①【適用対象寄附金-2千円】×10% ②【適用対象寄附金-2千円】×【90%-所得税率×1.021(※)】
		※平成 26 年度から令和20 年度については、復興特別所得税率 (2.1%)を加算しています。
	控除対象限度額	総所得金額等の 30%

※なお、令和3年度又は4年度の課税において、新型コロナウイルス感染症の影響により中止等された文化庁・スポーツ庁が指定した文化芸術・スポーツイベントのチケットの払戻しを受けない場合には、その金額分を「寄附」とみなし、個人住民税の税額控除の対象とします。

# 法人市民税

個人の市民税と同様に、均等割と国税である法人税額に応じて負担していただく法人税割があります。

- ●納めていただく法人等
  - (1) 市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割と法人税割)
  - (2) 市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの (均等割)
  - (3)市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で、 代表者又は管理人の定めがあり、かつ収益事業を行うもの(均等割と法 人税割)

#### ●税率

#### (1) 均等割

・課税の趣旨

均等割は、法人の所得の有無にかかわらず課税されるものなので、たとえ赤字法人でも納税義務があり、この点で負担分任性を強く持った税であるといえます。

• 税率

均等割の税額は、次のとおりです。

資本等の金額	従業者数	税額
50 億円を超える法人	50 人超	3,600,000円
50 息日を超える広人	50 人以下	492,000円
10 億円を超え	50 人超	2,100,000円
50 億円以下の法人	50 人以下	492,000円
1 億円を超え	50 人超	480,000円
10 億円以下の法人	50 人以下	192,000円
1,000 万円を超え	50 人超	180,000円
1 億円以下の法人	50 人以下	156,000円
1,000 万円以下の法人	50 人超	144,000円
1,000 万百以下の法人	50 人以下	60,000円
上記以外の法人等		60,000円

## (2) 法人税割

# • 税率

事業年度	税率
平成 26 年 9 月 30 日までに開始した事業年度	14.7%
平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までに開始した事業年度	12.1%
令和元年 10月 1日以後に開始した事業年度	8.4%

## ●納税の方法

法人の市民税は、申告納付の方法によって納税いただくものです。つまり、法人自らが税額を計算して申告書を提出するとともに、併せてその税額を納めていただくものです。



# 固定資産税

固定資産税は、土地や家屋、償却資産を所有している方に納めていただく税金です。これらの資産の利用が市の行政と密接な関係を持っていますので、資産を所有している方に、その価値に応じて負担していただくものです。

土地とは……田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、その他の 土地

家屋とは……住宅、店舗、工場(発電所及び変電所を含む。)、倉庫その他の 建物

償却資産……土地・家屋以外の事業の用に供することのできる資産で、その 減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定に よる所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもので す。

> ただし、鉱業権、特許権、営業権その他の無形減価償却資産、自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税 客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除きます。

#### ●納めていただく方

その年の1月1日現在で、土地、家屋、償却資産を所有している方に納めていただきます。

- (1) 土地の所有者……登記簿又は土地補充課税台帳に 1 月 1 日現 在、登記又は登録されている方
- (2) 家屋の所有者……登記簿又は家屋補充課税台帳に 1 月 1 日現 在、登記又は登録されている方
- (3) 償却資産の所有者…償却資産課税台帳に1月1日現在、登録されている方

#### ●納めなくてよい方

- (1) 市内に所有している土地の課税標準額の合計額が30万円に満た ない方
- (2) 市内に所有している家屋の課税標準額の合計額が20万円に満たない方
- (3) 市内に所有している償却資産の課税標準額の合計額が 150 万円 に満たない方

#### ●税額の計算方法

課税標準額×税率(1.4%)=税額

固定資産税は、土地及び家屋の価格を課税標準として、課税されるものです。この課税標準となる固定資産の価格は、適正な時価(正常な条件のもとで取引される価格)とされています。

#### ●価格の決定

固定資産の価格は、評価によって決定されますが、具体的には、全国的な公平を図るため、総務大臣の示す固定資産評価基準によって評価され、 決定されます。

- (1) 土地は、売買実例価格を基礎として、土地の現況に即して評価します。
- (2) 家屋は、各家屋について再びその家屋と同一のものを新築した場合の費用を基礎として評価します。
- (3) 償却資産は、取得価額を基礎として、その耐用年数と取得後の経過年数に応じた減価を考慮して評価します。

#### ●評価替え

土地及び家屋の評価は、3年に1回、1月1日現在の適正な時価により評価を行い、3月末日までに決定することになっています。つまり、3年ごとに全筆、全棟評価替えを行い、向こう3年間の価格を決めるわけです。この評価替えをする年を基準年度といい、令和3年度が基準年度です。また、土地の価格については、令和4年度、令和5年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときには、価格の修正を行います。

新・増築された家屋については、新たに評価を行います。 なお、償却資産の評価は、毎年行います。

#### ●縦覧について

土地価格等縦覧帳簿(所在、地番、地目、地積、価格が記載されます。)、家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格が記載されます。)により、土地又は家屋の納税者の方は、市内のすべての土地又は家屋の価格を縦覧できます。

- (1) 縦覧期間は、原則として毎年4月1日から第1期の納期限までの期間です。
- (2) 固定資産課税台帳に登録している価格について不服にある方は、 文書で高松市固定資産評価審査委員会に申し出ることができます。ただ し、基準年度以外は、地目の変換、家屋の改築又は損壊などの事情によ り価格を変える場合及び土地価格の特例で地価下落に対応した修正基準 によって価格を修正する場合を除き、申し出ることができません。

申出の期間は、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3か月までです。

●土地に対する特例措置 住宅用地に対する課税標準の特例 住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から課税標準の特例措置が設けられています。

○住宅用地には、次の二つがあります。

- ・専用住宅(専ら人の居住の用に供する家屋)の敷地の用に供されている土地……その土地の全部(家屋の床面積の 10 倍まで)
- ・併用住宅(一部を人の居住の用に供する家屋)の敷地の用に供されている土地……その土地の面積(家屋の床面積の10倍まで)に 一定の率を乗じて得た面積に相当する土地

※住宅の敷地の用に供されている土地とは、その住宅を維持し、又は、その効用を果たすために使用されている一画地をいいます。従って、賦課期日(1月1日)において新たに住宅の建設が予定されている土地あるいは住宅が建設されつつある土地は、住宅の敷地とはされません。ただし、古い住宅を取りこわし、新しい住宅を建設中であり、一定の条件を満たすと認められる土地については、所有者の申告に基づき、住宅用地として取り扱うこととなります。

#### 〇住宅用地の範囲

特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は、家屋の敷地面積に次表の住宅用地の率を乗じて求めます。

区分	家屋	居住部分の割合	住宅用地の 率
イ	専用住宅	全部	1.0
	ハ以外の併用住宅	4分の1以上2分の1末 満	0.5
		2分の1以上	1.0
		4分の1以上2分の1末満	0.5
/\	地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	2分の1以上4分の3末 満	0.75
		4分の3以上	1.0

#### 〇小規模住宅用地

- 200 平方メートル以下の住宅用地(200 平方メートルを超える場合は、住宅 1 戸当たり 200 平方メートルまでの部分)を小規模住宅用地といいます。
- ・小規模住宅用地の課税標準額については、価格の6分の1の額とする特例措置があります。

#### 〇一般住宅用地

・小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地といいます。 例えば、300 平方メートルの住宅用地(一戸建住宅の敷地)であれば、200 平方メートル分が小規模住宅用地で、残りの 100 平方メートル分が一般住宅用地となります。 • 一般住宅用地の課税標準額については、価格の3分の1の額とする特例措置があります。

#### ●新築住宅に対する減額措置

令和6年3月31日までに新築された住宅については、新築後一定期間の固定資産税額が減額されます。

- 〇令和5年度の新築住宅に係る減額措置の適用関係は、次のとおりです。
  - ※適用対象は、次の要件を満たす住宅です。
  - ・専用住宅や併用住宅であること。(なお、併用住宅については、居 住部分の割合が、2分の1以上のものに限られます。)
  - 床面積要件……50 ㎡(一戸建以外の貸家住宅にあっては 40 ㎡)
     以上 280 ㎡以下。

#### ○減額される範囲

減額の対象となるのは、新築された住宅用の家屋のうち、住居として用いられている部分(居住部分)だけであり、併用住宅における店舗部分、事務所部分などは減額対象となりません。なお、住居として用いられている部分の床面積が120平方メートルまでのものは、その全部が減額対象に、120平方メートルを超えるものは、120平方メートル分に相当する部分が減額対象になります。

#### ○減額される額

上記の減額対象に相当する固定資産税の2分の1が減額されます。

- ○減額される期間
  - ①一般の住宅(②以外の住宅)……新築後3年度分
  - ②3 階建以上の中高層耐火住宅等……新築後5 年度分

#### ●その他の減額措置

住宅の耐震改修に対する固定資産税の減額、バリアフリー改修住宅に対する固定資産税の減額、省エネ改修に伴う固定資産税の減額、長期優良住宅に対する固定資産税の減額、要安全確認計画記載建築物等に対する耐震改修に対する固定資産税の減額、長寿命化に資する大規模修繕工事を行った一定の要件を満たすマンションに対する固定資産税の減額制度もあります。詳しくは、資産税課にお問い合わせください。

# 軽自動車税 (種別割)

令和元年 10 月 1 日から軽自動車税の制度が変わり、これまでの軽自動車税は「軽自動車税(種別割)」と名称が変更となりました。

#### ●納めていただく方

4月1日現在で、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の 小型自動車を所有している方に納めていただきます。

自動車税(種別割)と異なり月割課税制度はありませんので、4月2日 以降に廃車しても、その年度の軽自動車税は、納めていただくことになり ます。

#### ●税率

原動機付自転車•二輪車•小型特殊自動車

車種	区分	年額
	50cc 以下又は 0.6kW 以下	2,000円
百動機付白転車	90cc 以下又は 0.8kW 以下	2,000円
原動機付自転車	125cc 以下又は 1.0kW 以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪車	二輪のもの(側車付のものを含む。) 250cc 以下	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
小宝付冰日勤早	その他	5,900円
二輪の小型自動車	250cc 超	6,000円

#### 三輪以上の軽自動車

			初度検査年月(最初の新規検査年月)					
車	種		平成 22 年 3 月 以前	平成 22 年 4 月 から 平成 27 年 3 月	平成 27 年 4 月 以降	令和 4 年 4 月 から 令和 5 年 3 月		
			重課税率	旧税率	標準税率	軽課税率 (グリーン化特例)		
	_					① 1,000円		
≡	乗用		4,600円	3,100円	3,900円	② 2,000円		
輪						③ 3,000円		
	その他		4,600円	3,100円	3,900円	① 1,000円		
	틻	営業用	4,500円	3,000円	3,800円	① 1,000円		
四	物	物	自家用	6,000円	4,000円	5,000円	① 1,300円	
輪	乗用	乗 営業用 8,200円				① 1,800円		
以上			5,500円	6,900 円	② 3,500円			
		用	用	用				
		自家用	12,900円	7,200 円	10,800円	① 2,700円		

#### • 重課税率

初度検査年月から13年を経過した車両に適用されます。

#### • 旧税率

初度検査年月が平成27年3月以前(平成28年度税制改正前)の車両は、 重課税率の適用までの間、旧税率が適用されます。

軽課税率(グリーン化特例)

初度検査年月が令和4年4月から令和5年3月までの新車で次の基準に該当するものは、令和5年度のみグリーン化特例(軽課)が適用されます。

①【75%軽減】 電気軽自動車

燃料電池軽自動車(乗用自家用のみ)、

天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制に適合し、NOx (窒素酸化物) 10%低減)

- ②【50%軽減】 令和12年度燃費基準90%達成
- ③【25%軽減】 令和12年度燃費基準70%達成

※②、③については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車であり、 平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限ります。

#### ●納税

市からの納税通知書によって、5月の1回の納期で全額を納めていただきます。なお、年度の途中で廃車しても、税金の払い戻しはありません。

#### ●申告

区分	原動機付自転車 小型特殊自動車	軽自動車 (二輪を除く)	二輪の小型自動車 (250cc を超える)	二輪の軽自動車 (125cc を超え 250cc 以下)		
名称	┃ ■ 高松市役所 ■ 市民税課 法人係	軽自動車検査協会 香川主管事務所	四国運輸局 香川運輸支局	20000 147		
所在 番町1丁目8番15号 (2階14番窓口)		国分寺町福家甲 1258番地18	鬼無町佐藤20番地1			
電話	087-839- 2233	050-3816- 3122	050-5540-2075			
受付	8:30~17:00	8:45~11:45 13:00~16:00	8:45~11:45 13:00~16:00			
新規	・車両の確認書類 (購入) 販売証明書 (転入) 廃車申告受付書 (譲受け) 廃車申告受付書 と譲渡証明書	★ <u>使用者の住民票記載事項証明書等</u> 項証明書等 ・自賠責保険証	・(新車) 完成検査終了証 等 ・(中古車) 自動車検査証返納証明書 等 ★使用者の住民票記載事 項証明書等 ・自賠責保険証	・(新車) メーカー発行の譲渡 証明書 等 ・(中古車) 軽自動車届出済証返 納証明書 等  ★使用者の住民票記載事 項証明書等 ・自賠責保険証		
廃車	<ul><li>・ナンバープレート</li><li>・標識交付証明書</li></ul>	<ul><li>・ナンバープレート</li><li>・自動車検査証</li></ul>	<ul><li>ナンバープレート</li><li>自動車検査証</li></ul>	<ul><li>・ナンバープレート</li><li>・軽自動車届出済証</li></ul>		
名義変更	•譲渡証明書	★使用者の住民票記載事 項証明書等  ・ 自動車検査証 ・ (管轄が変更となるとき) ナンバープレート	★新使用者の住民票記載 事項証明書等 ・旧所有者の譲渡証明書 ・自動車検査証 ・(県外ナンバーのとき) ナンバープレート	★新使用者の住民票記載 事項証明書等 ・軽自動車届出済証 ・自賠責保険証 ・(県外ナンバーのとき) ナンバープレート		
住所変更	※高松市内で転居のとき →手続き不要 ※高松市外へ転出のとき ・ナンバープレート ・標識交付証明書 (転入先の市区町村で申告し、ナンバープレートの交付を受けてください。)	<ul> <li>★使用者の住民票記載事項証明書等</li> <li>・自動車検査証</li> <li>・(管轄が変更となるとき) ナンバープレート</li> </ul>	<ul> <li>★使用者の新・旧住所の 分かる住民票の写し等</li> <li>・自動車検査証</li> <li>・(県外ナンバーのとき) ナンバープレート</li> </ul>	★使用者の新住所の住民 票記載事項証明書等 ・軽自動車届出済証 ・自賠責保険証 ・(県外ナンバーのとき) ナンバープレート		
	名 所 電 受     新 座     名変       住     40 所 電 受     新 座     新 座       会 所 電 受     新 座     新 更	原動機付殊所 原動機付殊所 所在 (2階1 4 4 8 3 9 − 2 2 3 3 8 3 3 0 ~ 17:00	原動機付自転車 小型特殊自動車	原動機付自転車 小型特殊自動車 (二輪を除く) (二輪の小型自動車 (二輪を除く) (二輪の小型自動車 (二輪を除く) (二輪の小型自動車 (二輪を除く) (二輪を放える) (二輪を除く) (二輪を放える) (二輪を除く) (二輪を放け		

#### ★住所を証明する書類について、詳しくはそれぞれの申告窓口へお問い合わせください。

- ・原動機付自転車・小型特殊自動車の手続では、高松市内に住民登録のある方は 住所を証明する書類は不要です。また、総合センター・支所でも手続できます。
- ・普通自動車の税(自動車税)については、香川県県税事務所 自動車税課 (TEO87-806-0314)へお問い合わせください。

# 軽自動車税 (環境性能割)

令和元年 10月1日から、軽自動車を取得したときに課税される自動車取得税が廃止され、軽自動車税(環境性能割)が導入されました。軽自動車税(環境性能割)は市税となりましたが、納める方法等はこれまでの自動車取得税と同様で、当分の間、県が賦課徴収等を行います。

税率は、軽自動車の燃費性能等に応じて、非課税、0.5%、1.0%、2.0%です。

●軽自動車税(環境性能割)のお問い合わせ先 (一社)全国軽自動車協会連合会 香川事務所 高松市国分寺町福家甲 1258-19 電話 087-870-6657

# その他の市税

種類	対象となるもの 納めていただく方		課税標準	税率
市たばこ税	市内の小売販売業 者に売り渡した製 造たばこ	製造たばこの製造 者卸売販売業者 特定販売業者 (税金は、たばこの 定価の中に含まれ ています。)	売渡し等に係る製造た ばこの本数	1,000 本につき 6,552 円
入湯税	鉱泉浴場における 入湯行為 入湯客		入湯客数	入湯客 1 人 1 日に つき 150 円
事 業 所 事業所等において事業を行う法人・個			資産割…事業所床面積 (事業所床面積が 1,000平方メートル以 下の場合、税金はかか りません。)	1 平方メートルに つき 600 円
所 税	事業所等において事業	<b>食を仃つ</b> 法人・個人	従業者割…従業者給与 総額 (従業者数が 100 人 以下の場合、税金はか かりません。)	0.25%

# 納税の案内

## 市税を納める方法

- ●納税通知書(納付書)によって納める方法 次の金融機関で納めてください。
  - (1) 高松市指定金融機関 百十四銀行
  - (2) 高松市指定代理金融機関 香川銀行
  - (3) 高松市収納代理金融機関

三菱 UFJ・三井住友・中国・阿波・伊予・四国・徳島大正・愛媛・高知の各銀行、高松信用金庫・香川県信用組合・四国労働金庫・香川県農業協同組合の各金融機関

香川県信用農業協同組合連合会・西日本信用漁業協同組合連合会の各金融機関の市内店舗

- (4) ゆうちょ銀行・郵便局
  - 〇地方税統一QRコードのある、固定資産税と軽自動車税(種別割) 全国のゆうちょ銀行・郵便局
  - ○地方税統一QRコードのない上記以外の納付書 四国4県内のゆうちょ銀行・郵便局(納期限を過ぎると納付できません。)
- (5) 高松市役所納税課、各総合センター・支所・出張所
- (6) 全国のコンビニエンスストア(納期限を過ぎると納付できません。)
  MMK 設置店、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア・、ローソン、ローソンストア 100 (50 音順)
- (7) スマートフォンアプリ(バーコードを読み取る場合) Pay B、Pay Pay(納期限を過ぎると納付できません。)
- (8) 各種スマホ決済アプリ

従来のバーコード決済に加え、固定資産税と軽自動車税(種別割)は、地方税統一QRコードを利用し、各種スマホ決済アプリにて納付ができます。 対応可能なアプリについては、納付書裏面にある、地方税共同機構ホームページのQRコードから御確認ください。

#### ●口座振替・自動払込によって納める方法

口座振替(ゆうちょ銀行の場合は自動払込)とは、金融機関・ゆうちょ銀行が みなさんに代わって、あらかじめみなさんが指定した預(貯)金口座から高松市 の口座へ税金を自動的に振り替えて納付する方法です。

したがって、税金を納め忘れることがなく、また、わざわざ納税のために金融 機関等に出向く必要がないので、お忙しい方には特に便利です。

#### ※口座振替できる税目

市県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税(種別割)

※口座振替・自動払込を取り扱う金融機関

百十四、香川、みずほ・三菱 UFJ・三井住友・中国・阿波・伊予・四国・徳島 大正・愛媛・高知・ゆうちょの各銀行、高松信用金庫・香川県信用組合・四国労 働金庫・香川県農業協同組合の各金融機関

三菱 UFJ 信託・香川県信用農業協同組合連合会・西日本信用漁業協同組合連合 会の各金融機関の市内店舗

#### ※預貯金の種類

普通預金 • 当座預金 • 納税準備預金 • 郵便貯金

#### ※申込手続

金融機関及びゆうちょ銀行の窓口に備え付けの「口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に必要事項を記入し、取扱金融機関又はゆうちょ銀行に提出してください。

#### ※申込みに必要なもの

預貯金通帳、通帳使用印、納税通知書

#### ※振替(払込)日

各納期の末日 (全期一括振替の場合は、第1期の納期の末日)

※振替(払込)の開始

申込日の翌々月以降に到来する納期の末日から振替(払込)を行います。

#### ※振替の確認

振替された金額は、預貯金通帳で確認してください。なお、軽自動車税(種別割) については、「軽自動車税(種別割)納税証書(継続検査用)」を発行します。

※振替(払込)日に残高不足などで振替(払込)できなかった場合 市から納付書を送付しますので、金融機関の窓口等で納付してください。

全期一括が振替(払込)できない場合は、その年度に限り、第2期分から期別振替(払込)となり、第1期分については、別途送付する納付書で納付してください。

#### ※注意事項

一度申し込むと、「廃止届」の提出がない限り、毎年度、自動的に継続します。

市税は税目ごとに振替口座が設定できます。

#### ●市税の納期限 (令和5年度)

#### 1 納期限

税目	期別	納期限
軽自動車税	全期	令和5年 5月31日
	1期	令和5年 5月 1日
   固定資産税	2期	令和5年 7月31日
回处具生忧 	3期	令和5年10月 2日
	4期	令和5年11月30日
	1期	令和5年 6月30日
市・県民税	2期	令和5年 8月31日
(普通徴収)	3期	令和5年10月31日
	4期	令和6年 1月 4日

#### 2 口座振替 一括振替期限

税目	□座振替 一括振替期限
固定資産税	令和5年 5月 1日
市・県民税(普通徴収)	令和5年 6月30日

#### ●納税が困難な場合

火事や風水害などの災害や病気などで納税に困っている方に対しては、市では事情を十分にお聞きして、分けて納めていただいたり、納付の期限を延ばしたりする場合がありますので、お気軽に窓口へご相談ください。

#### ●市税の減免

納税者が、次の要件に該当する場合は、その状況に応じて、申請により、市税の 減免を受けることができます。

税の種類	主な要件	担当課
個人市民税	1 震災、風水害、火災その他の災害により被害を受けた者 2 貧困により、生活のため扶助を受ける者 3 上記に掲げる者のほか、特別の事情がある者	市民税課
固定資産税	<ul><li>1 震災、風水害、火災その他の災害により損害を受けた固定資産</li><li>2 貧困により、生活のため扶助を受ける者が所有する固定資産</li><li>3 上記に掲げるもののほか、特別の事情がある固定資産</li></ul>	資産税課
軽自動車税	1 震災、風水害、火災その他の災害により損害を受けた軽 自動車等 2 貧困により、生活のため扶助を受ける者が所有する軽自 動車等 3 上記に掲げるもののほか、特別の事情がある軽自動車等 (障がい者等に対する減免) 市民税課法人係にお問い合わせください。	市民税課

# 市税の窓口案内

2階 窓□番号	事務の内容		á	電話
14	法人市民税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税 及び事業所税の課税事務 自動車臨時運行許可に関する事務	市民	法人係	電託 220 - 2222
15	個人市民税の賦課事務	税課	市民税第一係 市民税第二係 市民税第三係	- 電話 839 - 2233
16	市税等に関する証明書の発行事務		検収証明係	
10	還付金の交付事務		火火缸ツボ	電話 839 - 2222
17	市税の納付、納税相談事務		収納係 納税推進係 特別滞納整理係	
18	市債権の回収事務		債権回収室	電話 839 - 2223
19	固定資産税の賦課事務	資産税課	土地係 家屋第一係 家屋第二係 償却資産係	電話 839 - 2244
	固定資産課税台帳等の閲覧事務		管理係	
1階	市税についての相談 (毎月第二金曜日の 9 時から 16 時まで)		京広報課 記相談コーナー	電話 839 - 2111

高松市のホームページ: http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/

#### ●税関係の証明及び閲覧

次のような証明や閲覧事務を行っております。必要な方は、申請に来られた方(代理人の方を含む。)の本人確認を行いますので、マイナンバーカード、運転免許証などを御持参の上、申請してください。納税者本人以外の方が申請する場合には、本人の委任状又は同意書が必要です。

力安は水太は同意音が必要です。						
種別	手数料					
納税証明						
市民税関係証明						
固定資産税関係証明	1 通につき 350 円					
営業証明						
その他の証明						
住宅用家屋証明	1 件につき 1,300 円					
閲覧手数料						
1 土地・家屋名寄帳	(1 通につき) 350円					
2 土地課税台帳	(5筆ごとに) 350円					
3 家屋課税台帳	(5 棟ごとに) 350円					
4 償却資産課税台帳	(1 通につき) 350円					
5 地籍図	(1 枚につき) 350円					

#### ●国税・県税についてのお問い合わせ先は、次のとおりです。

国税	į	高松税務署	高松市天神前 2-10 高松国税総合庁舎内 https://www.nta.go.jp/about/organiza kagawa/takamatsu/index.htm	電話 861 - 4121 ation/takamatsu/location/	
県 税		香川県県税事務所	高松市松島町 1-17-28 香川県高松合同庁舎内	電話 806 - 0302	
			https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenzei/index.html		